

学 会 賞 規 程

- 第1条 本会に学会賞（以下本賞という）を設け、本会の正会員にして分析化学に関する貴重な研究をなし、その業績を本会論文誌及びその他の論文誌に発表した者の中から、特に優秀なる者にこれを贈呈する。
但し、学会功労賞及び技術功績賞受賞者は、受賞できない。又、同一年度の学会功労賞及び技術功績賞の受賞候補者となることはできない。
- 第2条 本賞の贈呈は、毎年3件以内とする。
- 第3条 本賞は、賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。
- 第4条 本賞を受けた者は、年会において学会賞受賞講演を行う。
- 第5条 会長は、各支部長に推薦を依頼するほか、毎年会誌「ぶんせき」7号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第6条 支部長は、各支部ごとに学会賞・学会功労賞・技術功績賞・奨励賞候補者推薦委員会（以下支部推薦委員会という）を設ける。
- 第7条 会員は、その所属する支部推薦委員会に10月末日までに候補者を推薦することができる。
- 第8条 候補者の推薦に当たっては、所属支部の範囲に拘泥せず、全国的視野において行う。
- 第9条 支部長は、支部推薦委員会の議に基づき、3件以内を順位を付けず、1月末日までに会長に推薦する。
この推薦に際しては、次の書類を提出する。
- a) 推薦書 [所定の用紙]
 - b) 推薦理由書 [A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文は5頁以内（図表を含んでもよい）、文献（主要論文）一覧は5頁以内で作成すること]
 - c) 説明資料 [特に重要な論文の別刷、その他審査の参考となる資料]
- 第10条 本賞候補者の選考は、学会賞等審査委員会（以下審査委員会という）において行う。
審査委員は、役員等候補者選考委員会が本会会員中より13名を選考し、会長がこれを委嘱する。
委員長は、委員の互選による。
- 第11条 審査委員会の内規は、別に定める。
- 第12条 審査委員の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。
- 第13条 審査委員は、当該年度の会長、被推薦者及びその推薦者であってはならない。
- 第14条 審査委員会は、各支部長より推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもの3件以内を無記名投票によって選考し、当人及び所属支部長の承認を得て、選考結果を5月末日までに会長に報告する。
- 第15条 会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。
- 第16条 本規程の改正は、企画戦略会議の議を経て理事会の議決による。

付規 推薦者（支部長）が被推薦者となることは本規程上差し支えない。

1990年9月21日、1991年6月21日、1998年6月19日、1999年6月18日、1999年12月17日、2011年9月29日、2020年8月20日、2021年8月10日一部改正